

ID: 277

担当部署: 教育委員会事務局 生涯学習課 歴史みらい館

処分の概要	使用料の減免		
例規名 根拠条項	ぬまべ多目的スポーツパーク条例 第10条		
例規番号	令和4年条例第20号		
【基準】			
<p>第10条及びぬまべ多目的スポーツパーク管理運営規則第5条の規定による。 (使用料の減免)</p> <p>第10条 町長は、特別の事由があると認めるときは、使用料の全部又は一部を免除することができる。</p> <p>(使用料の減免)</p> <p>第5条 条例第10条の規定により使用料を減免できる範囲及び減免割合については、村田町公民館管理規則(平成3年村田町教育委員会規則第9号)第7条第1項の規定を準用する。</p> <p>2 条例第10条の規定により使用料の減免を受けようとする者は、ぬまべ多目的スポーツパーク多目的グラウンド使用料減免申請書(様式第1号)を教育委員会に提出し、承認を受けなければならない。</p>			
標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日